

## パブリックコメントに対する意見及び意見に対する市の考え方について

- 1 パブリックコメントを実施した計画書（案）  
いちき串木野市過疎地域持続的発展計画（案）
- 2 募集期間 令和3年10月5日（月）～ 令和3年10月25日（月）（21日間）
- 3 意見の件数 2人（11件）
- 4 意見の概要と市の考え方

番号	御意見（要約）	市の考え方
1	<p>P24 【第3章 産業の振興 第1節. 現状と問題点 6, 情報通信産業】について</p> <p>雇用力の高いIT関連事業をはじめとする情報サービス分野の企業誘致を進めるとありますが、IT企業に特化して記載する必要があるのでしょうか。全国各地でサテライトオフィスを整備する動きがあり、特に選ばれるまちづくりをしなければなりません、その意味でも、交通網の更なる充実、安心安全な社会資本整備、住みたいと思えるまちづくり事業を充実させ、IT企業に関わらず、工業団地の新規開拓と整備を是非進めて頂きたいと思えます。</p>	<p>本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき策定するもので、その主な記載内容については、同法に規定されたものとなっています。</p> <p>その中でも、情報通信産業については、今回から項目として追加されており、国としても力を入れている産業となっています。</p> <p>また、社会資本整備や工業団地開発については、別な項目に記載しています。</p>
2	<p>P42 【第6章 生活環境の整備 第1節. 現況と問題点 7. その他 (4) 防災】について</p> <p>川内原子力発電所の隣接市として、緊急事態が起こった際に、利用される避難道路の川内串木野線は、通行できなくなる可能性のある未整備箇所が多数見受けられますので「(4) 防災」を「(4) 防災・減災」へと変更し、防災だけではなく、災害時において発生しうる被害を最小化する取り組みを追加、国が推し進める”国土強靱化計画”を活用するよう、それらの意味も含めた記載をして頂きたいと思えます。</p>	<p>本市は、防災に係る主な計画として別途、「市地域防災計画」や「市強靱化地域計画」を策定しております。</p> <p>防災面の基盤整備については、上記計画に基づき国・県の制度を活用して、事業を進めることとしています。</p> <p>本計画では、防災・減災につながる取り組みを記載していることから、表題を「(4) 防災」から「(4) 防災・減災」へと改めます。</p>
3	<p>P42 【第6章 生活環境の整備 第1節. 現況と問題点 7. その他 (4) 防災】について</p> <p>市街地にも関わらず、既存の住宅が浸水被害を受ける箇所が多数あり、市民が安心して暮らせる環境とは言えない部分があるのも現状であります。浸水対策としては宅地の嵩上げに対する助成金制度などがありますが、市民に大きな負担を強いる現行制度では一向に改善は望めず、基盤環境の抜本的な改修が必要であると考えます。浸水対策基盤整備を市の公共事業として進めて頂きますよう、それらの意味も含めた記載をして頂きたいと思えます。</p>	<p>本市は、防災に係る主な計画として別途、「市地域防災計画」や「市強靱化地域計画」を策定しております。</p> <p>防災面の基盤整備については、上記計画に基づき国・県の制度を活用して、事業を進めることとしています。</p> <p>なお、浸水対策については、本計画においても位置付けておりますが、他計画を含め今後総合的に検討することとしています。</p>

番号	御意見（要約）	市の考え方
4	<p>P51 【第9章 教育の振興 第1節 現況と問題点】</p> <p>本市の学校教育について、出遅れていると感じる部分がインクルーシブ教育であります。現在、多くの子供たちが早期にグレーゾーンという判断を下され、その子の教育について多くの保護者は頭を悩ませています。それは、本市の学校教育において、多様性に重きを置いた取り組みが積極的になされていないからであると考えます。インクルーシブ教育についての取組みを記載して頂きたいと思えます。</p>	<p>インクルーシブ教育については、文部科学省がそのシステム構築のため特別支援教育の推進を掲げております。本市もその方針にのっとり、本計画に「特別支援教育の推進に努める」旨を記載しています。</p>
5	<p>その他</p> <p>持続可能な開発目標（SDG s）も絡めた取組みについて、どこかに含めて頂ければと思えます。</p>	<p>SDG s で掲げる17の国際目標は、市が行っている多種多様な事業と一致するものであると認識しており、改めて本計画に記載する考えはありません。</p>
6	<p>全般</p> <p>長い期間過疎地域または過疎地域とならないように対策が進められてきたことを踏まえ、改めて選択と集中のための検討を行うための計画だと考えます。</p> <p>いちき串木野市でこれまで取り組んできたことを過疎地域持続的発展計画として反映するのであればその政策を打ってきた現状の課題がどこにあるのか、対策をしていたにもかかわらず過疎地域となった今、どんな対策を講じるのかが分かると嬉しいです。</p>	<p>今回制定された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の立法の目的は、条文に「人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与すること」と規定されています。つまり、人口減少地域における生活基盤等の地域差を是正するための政策であり、本市もその理念に基づいた内容の計画として策定しています。</p>
7	<p>P10 【第1章 基本的な事項 第2節 人口及び産業の推移と動向】</p> <p>過去の年齢別の比率は分かるが将来人口に関しては比率が分からない状態です。</p> <p>総人口よりも構成比率の方が各種対策に必要なものとなるので、将来の予測される人口比率も載せた方がいいのではと考えます。</p> <p>2040年には生産年齢人口と高齢人口の実数がほぼ同じとなるいちき串木野市の現状の認識がまず必要になると思えます。</p>	<p>ご指摘の箇所については、「いちき串木野市人口ビジョン」より人口の見通しを引用しています。人口ビジョンでは、構成比をはじめとした各種分析をしておりますが、本計画では国から記載項目として示されている人口の見通しについて記載しています。人口の見通しの詳細については、「いちき串木野市人口ビジョン」をご覧ください。</p>

番号	御意見（要約）	市の考え方
8	<p>P15～16 【第1章 基本的な事項 第5節 地域の持続的発展のための基本目標】</p> <p>基準値の根拠はどこにありますか。</p> <p>特に「誇れるまちと考える市民の割合」に関するデータがどこから来たもの（割合の算出方法）を知りたいです。</p> <p>上記に伴い、目標値もどのような考えで設定しているのか根拠を知りたいです。</p> <p>目標値によって政策内容が変わると思うので重要な項目だと考えています。</p> <p>何をやるかだけでなく、なんのためにやるのか・なぜやるのかが明記されていないと計画とは言えないのではないかと思います。</p>	<p>本計画の基本目標に掲げた基準値や目標値は、「第2期いちき串木野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」から引用しています。詳しくはそちらをご覧ください。</p>
9	<p>P18～ 【第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成】</p> <p>市外に住む方への支援ばかりに思えましたが、第3節計画の中に人口流出を防ぐための事業も入っていたので安心しました。第1節や第2節にも文言として追加した方がいいのではないのでしょうか。</p> <p>また、雇用の面を考えた時に、市内に住む人が働く場がないと思い込んでいる現状を解消するために様々な主体による協働が必要だと思うので、『企業・高校や大学との連携』という言葉も追加していいのではないのでしょうか。</p>	<p>本計画は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき策定するもので、その主な記載内容については、同法に規定があり、第2章については、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成について記載する項目となっています。</p> <p>なお、雇用については、第3章に記載しています。</p>
10	<p>P15 【第1章 基本的な事項 第4節 地域の持続的発展の基本方針】</p> <p>P18 【第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成】</p> <p>P58 【第10章 集落の整備】</p> <p>基本方針に市民と行政のパートナーシップによる「共生・協働のまちづくり」とあるが、その旨記載されている対策（P18, P58）の計画は、事業主体が全て市となっているように感じます。今後、市民や事業者と協働する事業の検討はありますか。</p>	<p>本計画に記載している各分野の計画は、国の財政支援を受ける見込みのある項目を掲げています。</p> <p>事業主体が市となっていますが、これは市の予算支出を伴うためこのような記載となっています。</p> <p>まちづくりについては、行政の取組だけでは限界がありますので、今後市民や事業者の方々と協働して進めることがますます重要になると考えています。</p>
11	<p>P58 【第10章 集落の整備】</p> <p>共生・協働のまちづくりを推進するためにとあるが、自治活動のみを対象としているように見受けられます。</p> <p>過疎地域の持続的発展を考えると、自治公民館やまちづくり協議会だけで集落の整備を担うことすらも難しくなっていきます。加入の促進というやり方に縛られるのではなく、多面的に地域の課題へ対策が持てるような計画とした方がいいのではないのでしょうか。</p> <p>自治体、ボランティア、NPOに限るのではなく「企業などの様々な団体やグループ」を文言として追加してもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>共生・協働のまちづくりの推進については、自治基本条例を制定しており、本計画においても、条例に基づいて実施することとしております。</p> <p>また、地域活動については、「ボランティア、NPO等」と記載しているように、幅広く市に関わるものを想定しています。</p>